

# 路上工事看板設置関連通達改正のポイント ( 事 例 集 )

平成18年9月

国土交通省 関東地方整備局

## 路上工事看板設置関連通達改正のポイント

目次

1. 改善の背景と趣旨	1
2. 路上工事看板の課題と関連通達	2
3. 主な改正点	5
4. 路上工事看板改正の経緯	7
5. 路上工事看板の設置におけるポイント	8
～参考資料～	
○路上工事看板設置事例集	13
●改善を要する事例	13
・工事目的の表示	14
・工事種別の表示	16
・旧路上工事看板の撤去	18
・新しい路上工事看板の設置位置	19
・路上工事看板の視認性	21
・色調の統一	23
・路上工事看板の汚損	24
●適切な事例	25
・工事目的の表示	26
・新しい路上工事看板の設置位置 ／視認性の確保	28
・工事種別の表示	29
・色調の統一	30
○工事看板表示基準	31
○路上工事看板設置における適用通達等について	32
○新しい路上工事看板パンフレット	33

## 1. 改善の背景と趣旨

路上工事に対する道路利用者からの不満や苦情は、依然として多い。

従来の路上工事看板に対する道路利用者の声

「何のために工事をしているのか？」

「いつになったら工事が終わるのか？」

【「道路利用者満足度調査」では、道路利用者の路上工事に対する満足度は平成14年度から16年度までは15項目中の14番目、平成17年度では13番目の低さ】



「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」

平成15年6月設立

『道路利用者の立場に立った施策を一層推進するための検討』



平成15年10月に改善委員会が「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」を提言としてとりまとめ。

○何の工事か？  
○何のための工事か？  
○いつ終わるのか？



・利用者にわかりやすく周知  
・道路工事に対する理解を促進



道路利用者及び道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供することが必要



○一層の情報提供の改善を図り、道路工事に関する情報をわかりやすく提供

・工事主体（誰が？）  
・工事目的（何のために？）  
・工事期間（いつまで？）



一目でわかる  
路上工事看板を導入

## 2. 路上工事看板の課題と関連通達



- 昭和37年より設置。今回の改正で廃止。
- 「道路工事中」と表示されており。何の目的で行う工事がわからない。



- 「何の目的」で行われている工事なのかを、わかりやすく表示。
- ひと目でわかるように「工事期間（終了日のみ）」を表示。

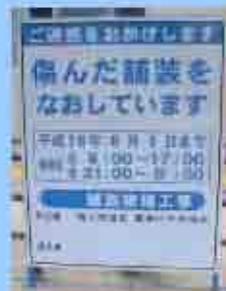
### （表示例）

【従来の路上工事看板】



何の目的で行う工事が、わかりづらい。

【新しい路上工事看板】



何の目的で行う工事が、わかりやすく表示されている。

**【課題2】 占用工事なのに「道路工事中」と表示。（看板表示の間違い）**



路上工事の内訳  
(平成17年度 東京都23区内)

都内における路上工事の7割が占用工事であることから、工事が占用工事であることを道路利用者が見分けできるように「道路工事中」を「〇〇工事中」（例：地下鉄工事中、ガス工事中 等）と表示するよう変更。



依然として、占用工事なのに「道路工事中」と表示している場合が多い。



今回の「道路工事保安施設設置基準」の改正に伴い、占用工事の場合は「地下鉄工事中」、「ガス工事中」、「電気工事中」等、占用工事であることを道路利用者が見分けできるように表示するよう再徹底。

**〈 占用工事の表示例〉**



占用工事（地下鉄工事）なのに「道路工事中」と表示している。



占用工事とわかるように「地下鉄工事中」と表示している。

### 【課題3】 路上工事看板が重複してわかりづらい。(路上工事看板の乱立)

路上工事看板の設置にあたっては、重複している路上工事看板類を撤去し、看板の乱立を防ぐことによって、見やすいようにする。

#### 〈 看板の設置事例〉



多種類の路上工事看板が乱立しており、中には重複した看板もある。



重複した看板を置かず、整然としており、情報が得やすい。

### 3. 主な改正点

#### 新しい工事標示板（工事中看板）の設置

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため道路工事（道路占用工事を含む）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを定める。

（国道利第 37 号・国道国防第 205 号「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」 平成 18 年 3 月 31 日 道路局長 通達）

○工事中看板（新しい）  
従来の工事標示板



道交第 372 号  
「道路工事現場における標示施設等の設置基準」  
昭和 37 年 8 月 30 日  
道路局長 通達



新しい工事標示板

※以下「工事中看板」という



国道利第 37 号・国道国防第 205 号  
「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」  
平成 18 年 3 月 31 日  
道路局長 通達

工事への理解を求める「挨拶文」を表示

「何の目的」で工事を実施しているかをわかりやすく表示

「工事期間」は、一目でわかるように、終了日のみを表示し、枠囲みや大きな文字で強調

工事内容を簡潔に説明した「工事種別」を表示

「工事実施者」「問合せ先」は、関心のある道路利用者が確認できる程度に表示

工事中看板（新しい工事標示板）は、ドライバー等に対し実施している工事情報を提供するために、工事開始から工事終了までの間に設置。

（事務連絡 「路上工事に係る工事看板の通達改正に伴う運用要領について」

平成 18 年 4 月 1 日 道路情報管理官）

## 工事情報看板、工事説明看板の設置

道路工事周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板を設置する。

(国道利第 38 号・国道国防第 206 号「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」 平成 18 年 3 月 31 日 道路局 路政課長 国道・防災課長 通達)

### 工事情報看板



路上工事の開始を  
事前に通知

「道の相談室」のアドレスとフリーダイヤルを表示

### 工事説明看板



現在実施している工事  
に関する情報を提供

「道の相談室」のアドレスとフリーダイヤルを表示

工事情報看板は、歩行者（住民、通行者等）に対し予定している工事情報を提供するために、工事開始 1 週間前から工事開始までの間に設置。

工事説明看板は、歩行者（住民、通行者等）に対し実施している工事情報を提供するために、工事開始から工事終了までの間に設置。

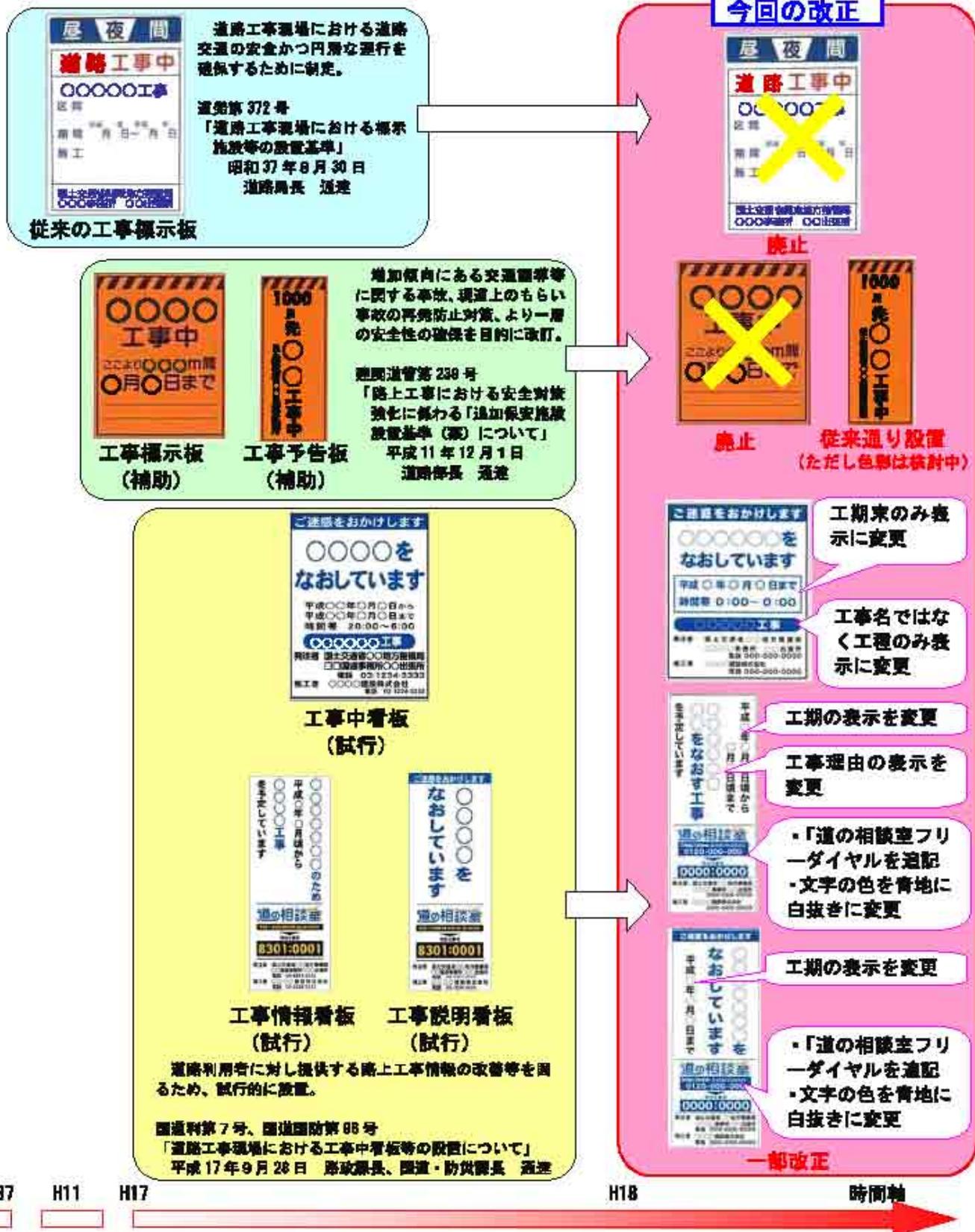
工事情報看板及び工事説明看板は高度な視認性を確保する。

(事務連絡 「路上工事に係る工事看板の通達改正に伴う運用要領について」)

平成 18 年 4 月 1 日 道路情報管理官)

#### 4. 路上工事看板改正の経緯

路上工事看板に関するこれまでの改正内容は以下のとおりである。



5. 路上工事看板の設置におけるポイント  
5. 1 工事目的が不表示

工事標示板の表示目的

○路上工事看板の表示目的を、**何の工事**を行っているかを簡潔にわかるように表示する。

【悪い例】



【良い例】

**ご迷惑をおかけします**  
**傷んだ舗装を**  
**なおしています**

平成〇年〇月〇日まで  
 時間帯 21:00~6:00

**舗装補修工事**

発注者 国土交通省関東地方整備局  
 □□□□事務所〇〇出張所  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇 建設株式会社  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【悪い例】



【良い例】

**ご迷惑をおかけします**  
**歩道のバリアフリー化**  
**を行っています**

平成〇年〇月〇日まで  
 時間帯 21:00~6:00

**歩道整備工事**

発注者 国土交通省関東地方整備局  
 □□□□事務所〇〇出張所  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇 建設株式会社  
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 5. 2 看板標示の間違ひ

### 工事中（内部照明型）標示板の工事種別の表示

- 工事中（内部照明型）標示板の工事種別は、何の工事を行っているかを明確にわかるように表示する。
- 当該工事が占用工事の場合、**占用工事であることを道路利用者が明確に識別できるような**標示板を設置しなければならない。  
 （「道路占用工事共通指示書 平成3年度版」第60条 平成3年3月25日 関東地方整備局 道路部）

#### 《直轄工事》

【悪い例】



何の工事を行っているか明確な表示となっていない。

【良い例】



何の工事を行っているか明確な表示となっている。

#### 《占用工事》

【悪い例】



「占用工事」なのに、「道路工事」と表示されている。

「占用工事」なのに、「道路工事」と表示されている。

【良い例】



「占用工事（地下鉄工事）」とわかるように表示されている。

### 6. 3 路上工事看板の乱立／旧路上工事看板の撤去

#### 路上工事看板の乱立



○工事現場内における新しい路上工事看板とあわせて設置する他の看板類については、安全性を最優先に考慮した上で、現場状況を適宜判断し、**路上工事看板が十分視認されるような設置・配置に留意する。**(オレンジ色看板は、**複力新看板の周辺には置かない**)

(事務連絡「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」平成18年3月31日 道路局 路政課道路利用調整室課長補佐・国道・防災課長補佐)

多くの看板が乱立されており、また、オレンジ看板も新しい路上看板の周辺に多く設置されており、新しい路上看板が隠れづらい。

#### 旧路上工事看板の撤去

○工事中看板(新しい工事標示板)の設置により、**従来の工事標示板及び工事標示板(補助)は撤去する。**

(国道利第37号・国道国防第205号「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」平成18年3月31日 道路局長 通達)

(事務連絡「路上工事に係る工事看板の通達改正に伴う運用要領について」平成18年4月1日 道路情報管理官)

(事務連絡「路上工事看板の改善について再徹底」平成18年6月13日 道路情報管理官)



工事標示板(補助)は撤去する。

従来の工事標示板は撤去する。



工事標示板(通行中の皆様へ)は撤去する。

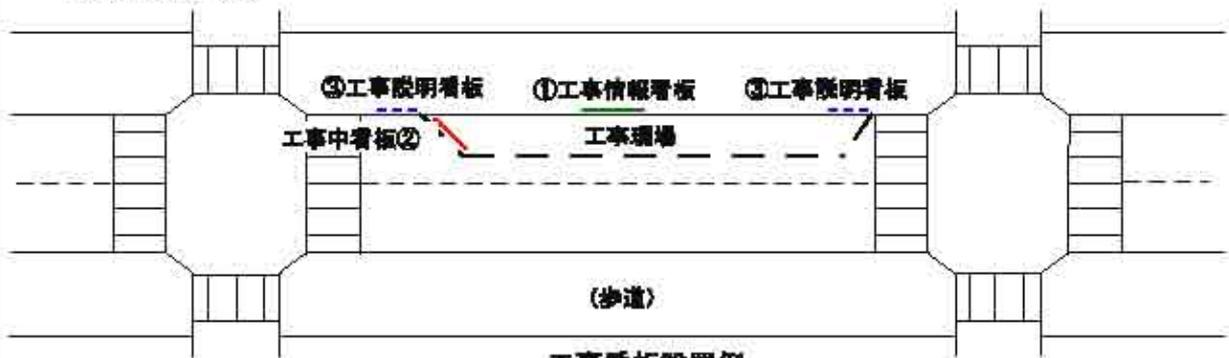
工事標示板(補助)は撤去する。

5. 4 その他

新しい路上工事看板の設置位置

- ①「工事情報看板」は、工事が予定されている現場直近の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように）堅固に設置する。
- ②「工事中看板」は、規制している車線の車両進行方向起点のドライバー等の視認性を考慮した箇所に、歩行者の等の支障にならないように設置する。
- ③「工事説明看板」は、工事現場の起終点の歩道と車道を分離するガードレール等に建築限界を守って歩行者（住民、通行者等）に見えるように（ドライバーから看板内容が見えないように）堅固に設置する。

（事務連絡 「路上工事に係る工事看板の通達改正に伴う運用要領について」 平成18年4月1日 道路情報管理官）



工事看板設置例



工事中看板（写真右）はドライバーに見えるように設置。  
夜間、遠方からの視認性を確保するために必要に応じ照明等を設置。



工事中看板がドライバーに見えるように建築限界を守って設置。

建築限界

<p>歩道 2.5m</p> <p>車道 4.5m</p>	<p>歩道 2.5m</p> <p>車道 4.5m</p>	<p>歩道 2.5m</p> <p>車道 4.5m</p> <p>0.25m</p>	<p>歩道 2.5m</p> <p>車道 4.5m</p> <p>0.25m</p>
<p>路肩を設け、路上施設を設けない場合</p>	<p>路肩を設け、路上施設を設ける場合</p>	<p>路肩を設けず、路上施設を設けない場合</p>	<p>路肩を設けず、路上施設を設ける場合</p>

※数値は標準値である（「道路構造令参照」のこと）。

色調の統一



○緩衝材（ソフトカバー）は青色または白色とする。  
 （事務連絡 「路上工事看板の改善についての再徹底」  
 平成18年6月13日 道路情報管理官）

緩衝材（ソフトカバー）は、路上工事看板の色調と合わせ、青色または白色とする。

緩衝材（ソフトカバー）は、路上工事看板の色調と合わせ、青色または白色とする。

路上工事看板の維持と転用

○工事現場における標示施設及び防護施設については、道路利用者の路上工事に関する満足度の向上を妨げぬよう、修繕、塗装、清掃等の維持に努めること。

○占用工事の施工看板の転用については、修繕、塗装、清掃等の管理状態により判断し、汚損等がない場合には使用できるが、汚損等により更新する必要が生じた場合には、新しい路上工事看板を設置すること。

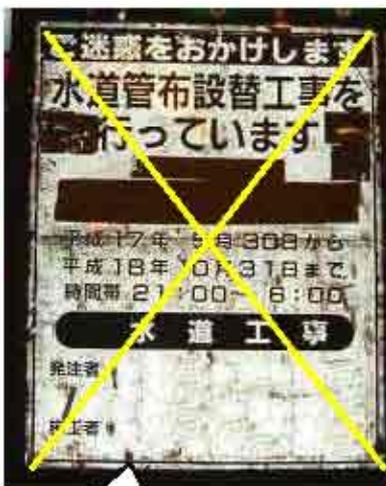
（参考）

直轄工事の場合、昨年度からの継続工事においては、試行看板を引き続き使用できるが、汚損等による更新時には新しい路上工事看板にすること。また、新規工事については新しい路上工事看板を設置すること。

（事務連絡 「路上工事看板の改善についての再徹底」 平成18年6月13日 道路情報管理官）



看板の下地と異なる色のテープによる補修を行っており、道路利用者の満足度を低下させてしまう。



全体的に汚れが目立つ。



全体的に汚れが目立つ。

## 路上工事看板の設置事例集 《改善を要する事例》

<工事目的が不表示>

■工事目的の表示



○工事中看板の工事目的が、簡潔でなく判りにくい。



○工事中看板の工事目的が、具体的でなく判りにくい。



○工事中看板の工事目的が、具体的でなく判りにくい。

<看板表示の間違い>

■工事種別の表示



○工事中（内部照明型）標示板の工事種別の表示が「舗装工事中」ではなく、「道路工事中」と標示されている。



○工事中（内部照明型）標示板の工事種別の表示が「舗装工事中」ではなく、「道路工事中」と表示されている。



○工事中看板が従来の工事標示板となっている。



○工事種別の表示が「占用工事（地下鉄工事）」なのに「道路工事」と表示している。  
 ○工事中看板が設置されておらず、従来の工事標示板が設置されている。

<工事看板の乱立>

■旧路上工事看板の撤去



○工事中看板（新しい工事標示板）と一緒に、従来の工事標示板と工事標示板（補助）が設置されている。



○工事中看板（新しい工事標示板）と一緒に、従来の工事標示板が設置されている。

■新しい路上工事看板の設置位置



- 工事説明看板が、車道に向けて設置されており、歩行者等から見えない。
- 工事中看板と工事説明看板が近くに設置されている。



- 工事中看板がドライバーから見えにくい。
- 工事説明看板が、ドライバーからも見えるように設置されている。
- 工事中看板と工事説明看板が近くに設置されている。



- 工事開始1週間前から工事開始までの間に設置する工事情報看板（写真右）が、工事開始から終了までの間に設置する工事中看板（写真左）及び工事説明看板（写真中央）と同じ時期に設置されている。
- 工事中看板と工事説明看板が近くに設置されている。
- 工事中看板（写真左）がガードレールで見えない。

■路上工事看板の視認性



- 看板類が乱立して設置されている。
- 「お願い」の補助看板（写真右端）が設置されている。
- 指定方向外進行禁止規制標識（青地に白色の矢印）と道路工事中警戒標識（黄色地の菱形）が重複して置かれている。



- 看板が重なって設置されており、工事中（内部照明型）標示板が見えない。
- 従来の工事標示板が設置されている。



- 看板類が乱立して設置されている。
- 工事中看板が設置されておらず、工事標示板（補助）が設置されている。



- 看板が重なって設置されており、工事中看板や工事中（内部照明型）標示板が見えない。
- 工事中看板左側に「お願い」の補助看板が設置されている。

■色調の統一



○緩衝材（ソフトカバー）が看板の色調とあっていない（青色または白色）。



○緩衝材（ソフトカバー）が看板の色調とあっていない（青色または白色）。

■路上工事看板の汚損



- 従来の工事標示板及び補助看板が汚れている。
- 工事中看板が設置されずに、従来の工事標示板が設置されている。
- 「お願い」の補助看板が設置されている。



- 工事中看板の表示を下地と異なるテープで補修しており、汚れている。
- 工事標示板（補助）が設置されている。

## 《適切な事例》

■工事目的の表示





■新しい路上工事看板の設置位置／視認性の確保



■工事種別の表示



■色調の統一



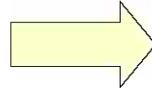
## 工事看板表示基準

区分	主な工種	工事種別	工事目的（表示例）
直轄工事	舗装補修工事	舗装補修工事	傷んだ舗装をなおしています
	舗装工事	舗装工事	騒音を少なくする舗装を行っています
	歩道工事	歩道工事	傷んだ歩道をなおしています
	歩道工事	歩道工事	歩道のバリアフリー化を行っています
	歩道工事	歩道工事	歩道を広げる工事を行っています
	道路維持工事	道路維持工事	傷んだガードレール（標識、排水溝等）をなおしています
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線類の地中化を行っています
	共同溝工事	共同溝工事	災害からライフラインを守る共同溝工事を行っています
	橋梁補強工事	橋梁補強工事	地震対策のため橋の補強を行っています
	照明灯改修工事	照明灯改修工事	古くなった照明灯を新しくしています
	△△工事 （△△：橋梁、トンネル等）	△△工事 （△△：橋梁、トンネル等）	〇〇バイパス（道路）の△△工事を行っています （△△：橋梁、トンネル、舗装、盛土、切土、擁壁、水路等）
	歩道橋架け替え工事	歩道橋架け替え工事	古くなった歩道橋を新しくしています
	地下歩道設置（補修）工事	地下歩道設置（補修）工事	地下に（の）歩道をつくっています（なおしています）
塗装工事	塗装工事	傷んだ塗装を塗り替えています	
電力関係	供給関連工事	電気工事	電気設備の新設を行っています
	新設（増設・取替・撤去）工事	電気工事	電気設備の取替を行っています 電気設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電気工事	電気設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電気工事	電気通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電気工事	電気設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電気工事	電気設備の機材を入れて（出して）います
	点検・補修工事	電気工事	電気設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電気工事	電柱の撤去を行っています
	道路復旧工事	電気工事	電気設備の埋設跡の復旧を行っています
電話・電気通信関係	供給関連工事	電話工事	電話設備の新設を行っています
	新設（増設・取替・撤去）工事	電話工事	電話設備の取替を行っています 電話設備の撤去を行っています
	支障移設工事	電話工事	電話設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電話工事	通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電話工事	電話設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電話工事	電話設備の機材を入れて（出して）います
	点検・補修工事	電話工事	電話設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電話工事	電柱の撤去を行っています
	舗装復旧工事	電話工事	電話設備の埋設跡の復旧を行っています
公衆電話BOX工事	電話工事	公衆電話BOXの【新設・撤去】を行っています	
ガス関係	供給関連工事	ガス工事	ガス管の新設を行っています
	新設（増設・取替・撤去）工事	ガス工事	ガス管の取替を行っています ガス管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	ガス工事	ガス管の修理を行っています
	支障移設工事	ガス工事	ガス管の移設を行っています
	埋設物調査工事	ガス工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	ガス工事	ガス漏れのため緊急修理を行っています
	点検・補修工事	ガス工事	ガス管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	ガス工事	ガス管の埋設跡の復旧を行っています
水道関係	供給関連工事	水道工事	水道管の新設を行っています
	新設（増設・取替・撤去）工事	水道工事	水道管の取替を行っています 水道管の撤去を行っています
	修繕・補修工事	水道工事	水道管の修理を行っています
	配水管工事	水道工事	
	支障移設工事	水道工事	水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	水道工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	水道工事	緊急で水道管の水漏れを直しています
	点検・補修工事	水道工事	水道管の点検・修理を行っています
下水道関係	新設（増設・取替・撤去）工事	下水道工事	下水道管の新設を行っています 下水道管の取替を行っています 下水道管の撤去を行っています
	（浸水対策・耐震）工事	下水道工事	下水道管の浸水対策を行っています 下水道管の耐震化を行っています
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道管の修理を行っています
	支障移設工事	下水道工事	下水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	下水道工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	下水道工事	下水道管の緊急修理を行っています
	点検・補修工事	下水道工事	下水道管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	下水道工事	下水道管の埋設跡の復旧を行っています

路上工事看板設置における適用通達等について

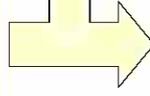
[H18. 3. 31 道路局長通達]

道路工事現場における標示施設等の設置基準（改正）



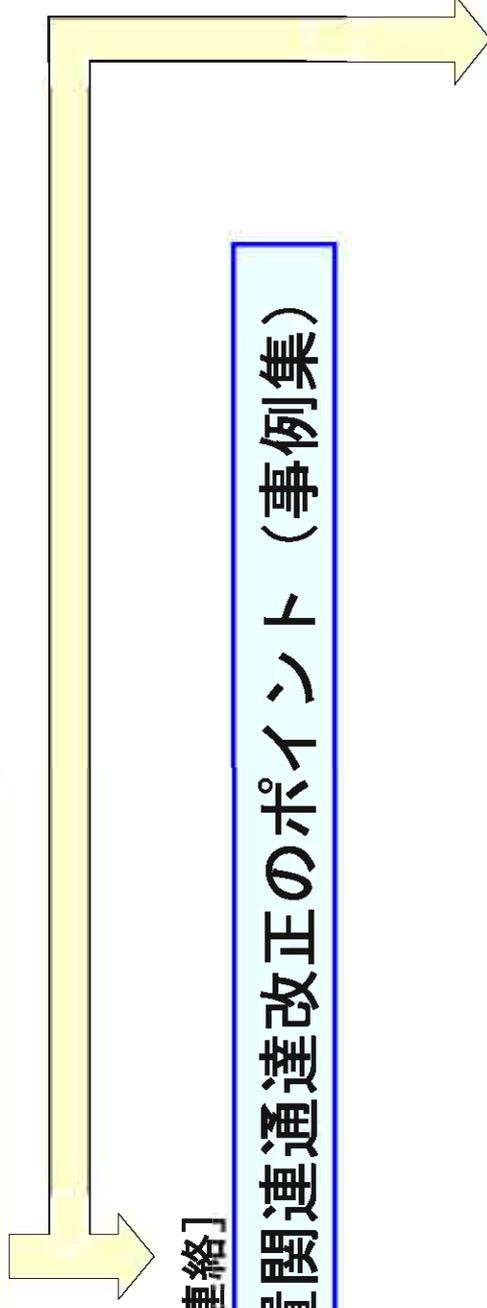
[H18. 4. 1 関東地方整備局長通達]

道路工事保安施設設置基準（改正）



[H18. 9. 13 道路部長事務連絡]

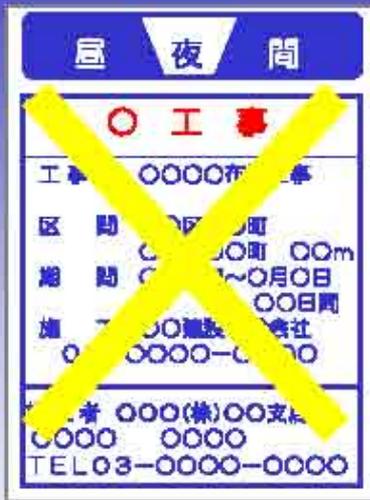
路上工事看板設置関連通達改正のポイント（事例集）



[S62. 10. 23 関東地方建設局長通達]

道路占用工事共通指示書

# 占用企業者のみなさんへ



旧工事中看板



新工事中看板

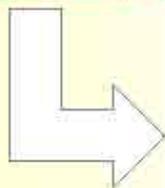
国道上の占用工事については、

## 新しい路上工事看板

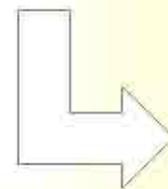
を使ってください。

また、新しい路上看板の使用とあわせて

工事開始の  
1週間前から  
工事開始まで  
「工事情報看板」を



工事開始から  
工事終了まで  
「工事説明看板」を



工事予定現場に設置し、歩行者（住民・通行者等）  
に対して工事情報を提供します。

占用企業者のみなさんへ

# 新しい路上工事看板の運用にあたって 注意してもらいたいこと

## 工事中看板について

- 新しい工事中看板といっしょに古い工事中看板を使うことのないようにしてください。
- 工事標示板は、新しい工事中看板と内容が重なるため設置する必要はありません。

旧工事中看板の他、中央の「御通行中の皆様へ」の看板、右の工事標示板（補助）は設置しない。



※但し、建築限界を守って設置して下さい。

## 工事情報看板・工事説明看板について

- 歩行者（住民、通行者等）に対して工事情報を提供するために設置するものです。ドライバーから看板内容が見えないよう設置してください。



工事説明看板がドライバーに対し設置されている。



工事説明看板が歩行者に対し設置されている。

※但し、建築限界を守って設置して下さい。

## 占用工事における内照式標示板等の設置について

- 施工中の工事が占用工事であることを道路利用者が明確に（電気工事・電話工事等）識別できるような標示板を設置してください。



路上工事看板等に関する問い合わせ先

〇〇事務所 〇〇課 TEL00-000-000  
〇〇〇〇出張所 TEL00-000-000

道路見える化計画